

## 学習塾における教材使用に関する注意喚起

社団法人全国学習塾協会

学習塾事業者の皆様には、事業活動において様々な教材をご使用のことと思います。

わが国では、著作権法の定めるところにより著作物は著作者の権利によって保護されており、著作権者に無断で複製\*などをしてはならないこととされています。

学習塾において使用する教材についても、法律に基づいて適正に使用しなければなりません。

次のような教材使用にあたりましては、十分に注意を払っていただきますようお願いいたします。

他者の著作物を複製して、自塾独自の教材を作製すること

著作権者に許諾を得て作製された教材を、複製して使用すること

著作権者に許諾を得て作製された複数の教材を、複製して貼り合わせてプリントなどを作製して使用すること

これらの行為には、著作権者の許諾が必要です。必ず、著作権者の許諾を得て使用していただきますようお願いいたします。

\*複製とは、印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に加工して別の製品に作り直すことをいいます。